

「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備
 (改正社会福祉法第4条第2項、第106条の3関係)

【目的】

複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援、「制度の狭間」の問題など、既存の制度による解決が困難な課題の解決を図るため、地域住民による支え合いと公的支援が連動した、包括的な支援体制の構築

<これまで>

○対応ができていないニーズ

- ・相談する先が分かっている
- ・自ら相談に行く力がある

⇒ 各分野の相談機関で対応

○対応が不十分なニーズ

- ・世帯の複合課題
(8050、ダブルケア等)
- ・制度の狭間
(制度の対象外、基準外等)
- ・自ら相談に行く力がない
(社会的孤立、周囲がどう対応してよいか分からない等)

法
改
正

<これから>

●包括的な支援体制整備の努力義務化

- ①地域住民が自ら暮らす地域の課題を「我が事」として捉えられるような地域づくり
- ②様々な相談を「丸ごと」受け止める場の整備
- ③相談機関の協働、ネットワーク体制の整備

(できるようになること)

- ・地域住民が課題を抱えた人や世帯に「安心して気づく」こと
- ・課題の早期発見により、深刻化する前に解決すること
- ・世帯の複合課題や制度の対象とならない課題も含めて、適切な関係機関につなぎ、連携しながら、解決すること
- ・地域住民と協働して新たな社会資源を作り出すこと
- ・本人も支える側(担い手)にもなり、生活の張りや生きがいを見出すこと